

情 個 審 答 申 第 3 号

平成 2 4 年 2 月 2 4 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第 1 7 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 2 年 9 月 2 9 日付け水保発第 4 1 6 号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

熊本市公共事業環境配慮指針における文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異
議申立てについて

文書等の件名 1 新幹線熊本駅舎・高架下・大規模小売り店舗設置近隣の地下連絡
通路掘削トンネルで、地下水噴出が発生した。現在は、熊本市事業
主・熊本駅西土地地区画整理事業該当地区内の地下の下水道に、不
作為に放水して久しいが、「熊本市公共事業環境配慮指針・平成 2 1 年
1 0 月 1 日施行」の P 6 7 ～ 6 8 ・ P 7 0 ～ 7 1 の環境配慮指針を
見るに、工事中の濁水の発生に伴う周辺環境への影響を低減する、
放流先の水環境を保全する、等の指針理念が唄ってあるが、熊本市
事業主の環境影響対策・指針の総括主幹は、熊本市環境企画課・水
保全課の管轄なので、環境配慮指針の法理念に基づいて、早急・迅
速にどのような、対応・処置をしたかのわかる資料等

[諮問第 1 4 号]

別 紙

諮問第14号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「新幹線熊本駅舎・高架下・大規模小売り店舗設置近隣の地下連絡通路掘削トンネルで、地下水噴出が発生した。環境配慮指針の法理念に基づいて、早急・迅速にどのような、対応・処置をしたかのわかる資料等」（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本市地下水保全維持の為、日頃の業務として、木目の細かい指導を来庁舎の市民等への水道水の節水を呼びかけ、各種企業等への働きかけを教宣活動として、地下水保全かん養地の確保等を干涉指導を施行しているにも拘らず、地下通路掘削工事での地下水噴出に対しての対応が、この程度のものとはとても思えない。今までに、この地下水噴出で、何m³の貴重な市民の財産が無造作、不作為、に放水されたか、毎秒何m³の地下水をドブに流したか、何の活用策も講ずる事なく放置した損失額は幾らか等の計算・現価計算はなされたのか、更にこの工事に対する認識が全く欠落した、市民住民への環境影響配慮意識理念が何なのか、不存在を取り消して、開示・資料交付を即・執行して戴きたい。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が請求拒否の理由として主張した内容は、おおむね次のとおりである。

「熊本市公共事業環境配慮指針」は、熊本市が実施するすべての公共事業を対象としており、新幹線駅舎等の建設に付随する地下連絡通路掘削工事は民間企業の工事であり、

「熊本市公共事業環境配慮指針」の対象外であるため、当該工事に関する資料については、不存在。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、地下連絡通路掘削トンネルで発生した地下水噴出の、対応・処置に関わる資料等である。

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 本件文書の存否について

本件文書が存在しないとする実施機関の説明は前記4のとおりであり、十分に合理性を認めることができる。これに対し、申立人の主張は、実施機関が行った事務事業や判断についての不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められず、不存在であることに不合理性も認められない。

よって、本件文書は存在しないと認められる。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江	藤	孝
会長職務代理者		荒	木	昭次郎
委	員	大	江	正 昭
委	員	高	木	絹 子
委	員	馬	場	啓

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 22 年 9 月 29 日	熊本市長から諮問を受けた。
平成 22 年 10 月 14 日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成 22 年 11 月 24 日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成 23 年 11 月 4 日	諮問の審議を行った。
平成 23 年 11 月 28 日	諮問の審議を行った。
平成 24 年 1 月 23 日	諮問の審議を行った。
平成 24 年 2 月 24 日	答申（案）の審議を行った。